

「ふるさと納税」制度の仕組み

「ふるさと納税」制度とは？

「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の皆様の思いを、地方公共団体（都道府県・市区町村）へ寄附金という形で表していただいたときに、個人住民税などが軽減される制度です。

寄附金控除制度の拡充

個人住民税の寄附金控除制度が、これまでの寄附金額の10万円を超える部分を所得から控除する「所得控除方式」から、寄附金額の5,000円を超える部分（上限あり）を直接税額から控除する「税額控除方式」に変わり税の軽減効果が大きくなりました。

所得税については、従前と同じく所得控除方式となります。

税額控除について

都道府県・市区町村への寄附金のうち5,000円を超える部分について、一定の限度額まで所得税と合わせて控除となります。

1 控除対象者

個人住民税所得割額の納税義務のある方

2 控除対象となる地方公共団体の範囲

すべての都道府県・市区町村が対象となります。

寄附先は、お住まいの地域や出身地に関係なく、自由に選択できます。

3 控除方式

寄附をした年の翌年度分の個人住民税から税額控除方式で控除を受けることができます。

4 控除対象となる寄附金額

寄附金額から5,000円を差し引いた額

5 個人住民税の税額控除額の計算

と の合計額を税額から控除します。

基本控除額（地方公共団体に対する寄附金 - 5,000円）× 10%

特例控除額（地方公共団体に対する寄附金 - 5,000円）

× [90% - (0 ~ 40% : 所得税の限界税率 1)]

1 所得税の限界税率とは寄附をした方に適用される所得税の税率のことです。

の額については、個人住民税所得割額の1割を限度とします。

控除対象となる寄附金額は、地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金と合わせて、総所得金額等の30%を上限とします。

税額控除の適用額の計算に当たり、寄附額は合算されますので、複数の自治体に「ふるさと納税」をする場合は、税額控除の適用上限（限度額）にお気をつけください。

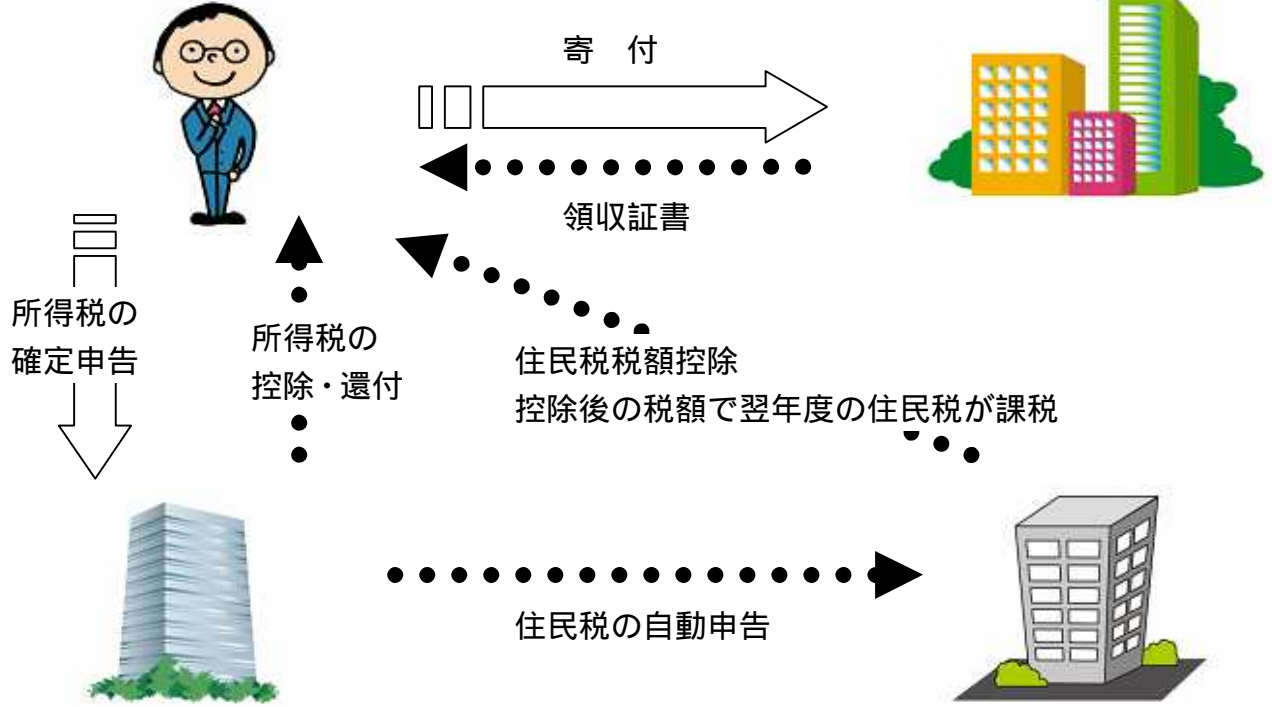
税の軽減手続きについて

寄附金控除を受けるためには、寄附をした方が、都道府県・市区町村が発行する 領収証書等を添付して 確定申告をしていただく必要があります。

(所得税の確定申告をする方は住民税の申告は不要です。所得税の確定申告をしない方は、住所地の市区町村に住民税の申告をしていただく必要があります。)

ふるさと応援団
(寄付者)

地方公共団体



最寄の税務署

お住まいの市区町村

計算例

住民税所得割額	293,500 円
所得税の適用税率 (限界税率)	10 %
寄附金額	50,000 円

